

# 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の特例申請・免除申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請（国民年金保険料学生納付特例申請）が可能となりました。

## 《対象となる方（または学生）》

### ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務の喪失などにより収入が減少した方

### ②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当（学生納付特例基準相当）になることが見込まれる方

※免除承認の所得基準については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

※当年中の所得見込額が全額免除基準相当（例：単身世帯の場合は57万円以下）や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用となります。

※免除などの判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象になります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

## 《申請の対象となる期間》

▶一般の方 令和2年2月分から6月分まで（令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です）

▶学生の方 令和元年度分として：令和2年2月分から令和2年3月分まで  
令和2年度分として：令和2年4月分から令和3年3月分まで

## 《申請に必要なもの》

- ▼一般の方 1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- ▼学生の方 1. 国民年金保険料学生納付特例申請書、2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））  
3. 学生証のコピー

## 《申請方法》

●国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は町民課窓口を設置しておりますが、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

●申請書の提出先は、白鷹町役場町民課戸籍年金係または年金事務所

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をぜひご利用ください。

【郵送先】〒992-8511 米沢市金池5-4-8 日本年金機構米沢年金事務所 宛て



日本年金機構HP  
はこちらから

## 【問い合わせ】

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

（月～土曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時）

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、  
月額16,540円です。



【問い合わせ】米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220（自動音声）／町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

# 免除・納付猶予制度のお知らせ

国民年金保険料は毎月納めていただくことになっていますが、収入の減少や失業などにより、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受けることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

## ①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので必ず納めてください。

## ②納付猶予制度

50歳未満の方（※）で、本人および配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は30歳未満であった期間が対象となります。なお、学生の方は学生納付特例をご利用ください。

## ○免除・猶予制度の申請について

免除・猶予制度の申請は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を役場町民課戸籍年金係または年金事務所に提出してください。（郵送も可）

### ■免除・納付猶予申請

必要なもの：基礎年金番号のわかるもの、印鑑、雇用保険受給資格者証など（失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合）

### ■学生納付特例

必要なもの：基礎年金番号のわかるもの、印鑑、在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本

これまで同様、基礎年金番号により申請が可能ですが、申請者本人が窓口で個人番号（マイナンバー）により申請を行う場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、マイナンバーを確認できる書類（通知カードについて本誌19頁（注）を参照）および身元確認書類（免許証など）を提示してください。

## ○未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

| 年金への影響                | 納付状況等 | 納付    | 全額免除      | 一部免除      | 納付猶予<br>(学生納付特例) | 未納     |
|-----------------------|-------|-------|-----------|-----------|------------------|--------|
| 老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に… |       | 含まれる  | 含まれる      | 含まれる      | 含まれる             | 含まれない  |
| 老齢基礎年金の年金額に…          |       | 計算される | 計算される(注1) | 計算される(注2) | 計算されない           | 計算されない |

(注1,2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

●全額免除の場合…2分の1 ●3/4免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●1/4免除の場合…8分の7  
※平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

(注2) 「一部免除」については、減額された保険料を納めないまま2年を越えると、時効により納めることができなくなります。

### 免除期間の保険料は

あとから納めることができません

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これを補うために、10年以内であればあとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」と言います。

### 日本年金機構 米沢年金事務所 「移動年金相談日」(予約制)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 6月17日(水)  | 白鷹町・中央公民館 |
| 7月22日(水)  | 長井市・長井市役所 |
| 9月16日(水)  | 白鷹町・中央公民館 |
| 10月28日(水) | 長井市・長井市役所 |
| 12月16日(水) | 白鷹町・中央公民館 |
| 1月27日(水)  | 長井市・長井市役所 |
| 3月17日(水)  | 白鷹町・中央公民館 |

◆予約時間  
9時30分～14時  
長井市  
白鷹町